第三者損害に対する補償金負担等に関する協定書

習志野市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）との間において、習志野市が施行する工事に起因して第三者に及ぼした建物等の損害（以下「第三者損害」という。）に対する補償金の負担割合等について次のとおり協定する。

（負担割合等）

第１条　（工事名）に関連して発生した、第三者損害に対する補償金負担割合等は次のとおりとする。

補償金額（限度額）　　　　　　　　　　　　　 円

負担割合　　　甲　　　　 ％　　　　　乙　　　 　％

（第三者損害の補償）

第２条　第三者損害に対する補償については、乙が誠意をもってこれにあたり、迅速かつ適切に処理するものとする。

（負担額の精算）

第３条　乙は、甲の負担分については、第三者損害の補償完了後、関係書類を添えて甲に請求するものとする。

（協定外事項の処理）

第４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲・乙協議して処理するものとする。

この協定締結の証しとして、本協定書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、

それぞれ１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

甲　　　習志野市鷺沼２丁目１番１号

　　　　 習志野市

　 市長　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　 乙　　（会社住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（会社名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（代表者名）　　　　　 　印